

運営本部長	支配人	チーフ マネージャー	担当

(講演会・会議等利用)

愛知芸術文化センター 催事室利用許可申請書

20 年 月 日

指定管理者
株式会社愛知芸術文化センター
施設運営責任者 殿

申請者	住所	〒				
	ふりがな					
	団体名称及び 代表者氏名					
	電話番号	TEL				FAX
催物の名称						
利用する 施設	利用期間	利用時間			利用料 (事務局欄)	備考
		午前	午後	夜間		
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
利用責任者	携帯電話 : _____ 自宅・職場 : _____ FAX : _____ メールアドレス : _____					
その他 参考となる事項	<input type="checkbox"/> 持込みパソコン 台 <input type="checkbox"/> 持込みプロジェクター 台 <input type="checkbox"/> その他					
	内 容	講演会 ・ 会議 ・ 展覧会 ・ その他 ()				
	利用人数	約	人	入場料	無 ・ 有 (円)	

事務処理欄	利用料金お支払方法	振込 (請求書) ・ キャッシュレス決済		
	受付日	20 年 月 日 ()	受付者	

ご利用いただけない講演会・会議等

下記に該当する場合にはご利用いただけません。

- (1) 一般の方や代理店・販売店等を対象とした商品の展示、販売及び商品の販売促進を目的とした会議等
(資格取得等を目的とした講座、教室の開催及び株主総会、入社式、入社試験、会社説明会、学校説明会及び布教活動等も無形の商品の販売とみなします。)
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがある場合
- (3) 搬入しようとするものが、「愛知芸術文化センター利用のご案内<アートスペース> (講演会・会議等の利用)」の『5利用日までの準備_8搬入品の制限』(P 7)に記載するものに当たる場合等施設の構造上又は管理上支障のある場合
- (4) 反社会勢力の利益になると認められる場合
- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの
- (6) コンサートなど、楽器類を使用する演奏会 (アートスペースAを除く:「愛知芸術文化センター利用のご案内<アートスペース> (講演会・会議等の利用)」の『7注意事項_8楽器類の使用等の禁止』(P 10)参照)

上記について確認しました。

利用の不許可基準に該当する行為は行いません。

<記入例>

運営本部長	支配人	チーフ マネージャー	担当

(講演会・会議等利用)

愛知芸術文化センター 催事室利用許可申請書

20〇〇年〇〇月〇〇日

指定管理者
株式会社愛知芸術文化センター
施設運営責任者 殿

申請日を記入

申請者	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市東区東桜〇-〇-〇〇 〇〇ビル〇階	
	ふりがな	〇〇かぶしきがいしゃちゅうぶししゃ しし	
	団体名称及び 代表者氏名	〇〇株式会社中部支社 支社長 〇〇〇〇	
	電話番号	TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施設利用料金の請求書・領収書等のあて名
となります。
団体の場合は、代表者の職・氏名を明記し
てください。

催物の名称	〇〇〇会議
-------	-------

利用する 施設	利用期間	利用時間			利用料 (事務局欄)	備考
		午前	午後	夜間		
B	20 02 年 10 月 23 日(金)		○			
C	20 02 年 10 月 23 日(金)		○			
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					
	20 年 月 日 ()					

利用責任者	〇〇課 〇〇〇〇	携帯電話： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		自宅・職場： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス： 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

その他 参考となる事項	<input checked="" type="checkbox"/> 持込みパソコン 1台 <input checked="" type="checkbox"/> 持込みプロジェクター 1台 <input type="checkbox"/> その他		「現金」の場合は施設利用受付窓口で、 「振込(請求書)」の場合は金融機関で、 請求書に記載の期限までにお支払いく ださい。
	内 容	講演会 ・ 会議	
	利用人数	約 10 人	

事務処理欄	利用料金お支払方法	振込(請求書) ・ キャッシュレス決済
	受付日	20 年 月 日 ()

ご利用いただけない講演会・会議等

下記に該当する場合にはご利用いただけません。

- (1) 一般の方や代理店・販売店等を対象とした商品の展示、販売及び商品の販売促進を目的とした会議等
(資格取得等を目的とした講座、教室の開催及び株主総会、入社式、入社試験、会社説明会、学校説明会及び布教活動等も無形の商品の販売とみなします。)
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがある場合
- (3) 搬入しようとするものが、「愛知芸術文化センター利用のご案内<アートスペース> (講演会・会議等の利用)」の『5利用日までの準備_8搬入品の制限』(P 7)に記載するものに当たる場合等施設の構造上又は管理上支障のある場合
- (4) 反社会勢力の利益になると認められる場合
- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの
- (6) コンサートなど、楽器類を使用する演奏会 (アートスペースAを除く:「愛知芸術文化センター利用のご案内<アートスペース> (講演会・会議等の利用)」の『7注意事項_8楽器類の使用等の禁止』(P 10)参照)

上記について確認しました。

利用の不許可基準に該当する行為は行いません。

*内容をご確認の上、にシ点チェックをし、申請書の裏面として提出ください。